

様式第1号(第5条関係)

会議概要

会議の名称	令和4年度第4回久喜市国民健康保険運営協議会会議
開催年月日	令和5年1月16日 月曜日
開始・終了時刻	午後1時15分から午後3時10分まで
開催場所	久喜市役所4階 大会議室
議長氏名	宮澤幸一
出席委員(者)氏名	板橋文夫、塚野由美子、平井勝、後藤英伸、吉川祐子、 足立節子、遠藤厚子、小林雄二、島田智恵子、宮澤幸一、 (以下書面参加) 青山淳子、大久保礼子、山中佳代、吉田信一、吉野輝雄、 片桐雅也、廣瀬実、栗原美紀子
欠席委員(者)氏名	なし
説明者の職氏名	榎本正則 市民部参事兼国民健康保険課長 加藤真奈美 国民健康保険課課長補佐兼保険税係長 小川勝一 収納課主幹 大熊謙児 国民健康保険課課長補佐兼国保管理係長 森岡秀文 国民健康保険課課長補佐兼給付係長
事務局職員職氏名	小澤敦子 市民部長 山田 誠 市民部副部長 榎本正則 市民部参事兼国民健康保険課長 森岡秀文 国民健康保険課課長補佐兼給付係長 加藤真奈美 国民健康保険課課長補佐兼保険税係長 大熊謙児 国民健康保険課課長補佐兼国保管理係長 小川勝一 収納課主幹
会議次第	1 開会 2 会長あいさつ 部長あいさつ 3 議題 諮問事項(継続審議) (1) 久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条

	<p>例（国民健康保険税率及び賦課限度額の改正） について</p> <p>協議事項</p> <p>（１）令和４年度久喜市国民健康保険特別会計補正 予算（第４号）（案）について</p> <p>（２）令和５年度久喜市国民健康保険特別会計予算 （案）について</p> <p>４ その他</p> <p>５ 閉 会</p>
配布資料	<p>（１）令和４年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 ３号） <u>資料１</u></p> <p>（２）令和４年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 ４号）（案） <u>資料２</u></p> <p>（３）令和５年度久喜市国民健康保険特別会計予算（案）の 概要 <u>資料３－１</u></p> <p>（４）令和５年度久喜市国民健康保険特別会計予算（案）の 概要説明 <u>資料３－２</u></p> <p>（５）令和５年度久喜市国民健康保険特別会計予算（案）の 関連図 <u>資料３－３</u></p> <p>（６）久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国 民健康保険税率及び賦課限度額の改正）についての意 見（第３回国民健康保険運営協議会及び意見書） <u>追加資料１</u></p> <p>（７）附帯意見（案） <u>追加資料２</u></p> <p>（８）令和５年度久喜市国民健康保険税の賦課限度額につい て <u>追加資料３</u></p>
会議の公開又は非公開	公開
傍聴人数	１名

審議会等会議録

発言者	会議のてん末・概要
事務局（榎本）	<p>ただ今から、令和4年度第4回久喜市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、出席委員につきましてご報告申し上げます。</p> <p>委員18人中、出席者18人、欠席者0人でございます。なお、書面参加により賛否の意見を表明していただいている委員8人についても出席者として算入しております。</p> <p>したがいまして、ご出席の委員が過半数に達しておりますので、久喜市国民健康保険に関する規則第5条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>また、本会議につきましては、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例第3条の規定により、公開としておりますことを申し添えます。</p> <p>それでは、はじめに宮澤会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
宮澤会長	(あいさつ)
事務局（榎本）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、小澤部長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
小澤部長	(あいさつ)
事務局（榎本）	<p>続きまして、資料の確認をしたいと存じます。</p> <p>事前に送付させていただいた資料のほかに、当日資料として7点ございます。委員名簿、座席表、令和4年度第4回久喜市国民健康保険運営協議会書面参加の状況について（報告）、追加資料1、追加資料2、追加資料3、埼玉の国保2023年1月号でございます。</p> <p>資料に不足等はございませんでしょうか。</p> <p>よろしければ議事に入ります。</p> <p>久喜市国民健康保険に関する規則第4条第1項により、議事進行を会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>それでは、宮澤会長よろしくをお願いいたします。</p>
議長（宮澤会長）	それでは、次第3の議題に入ります。

円滑な議事進行について、皆様方のご協力をお願いいたします。

なお、書面参加による委員の賛否の状況については、本日の追加資料のとおりでございますので、ご確認ください。

はじめに、議事録署名委員を指名させていただきます。

今回は、遠藤委員、島田委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

前回12月27日の協議会にて諮問があり、継続審議となっております（1）久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局（加藤）

本日お配りしております追加資料1をご覧くださいませでしょうか。こちらは、前回の運営協議会で、委員の皆様からいただきましたご意見と会議終了後にご提出いただきました意見書の内容をまとめさせていただいたものです。7点程ございましたので、内容を報告させていただきます。

まず1点目です。保険税収納率について、一生懸命保険税を納付している被保険者にしわ寄せがないように、現状の収納率で安心しないで、当然100%が目指すべき方向なのだろうと思いますが、引き続き収納率向上対策に努力していただきたい。

2点目、税率改正を行う上で、保険税を納付している被保険者は資力があるのに、納付していない被保険者がいることに疑問を感じてしまうので、しっかりと収納対策に取り組んでいただきたい。

3点目、食育や運動などの健康づくりの取り組みを関係課と連携して企画したり、周知を図るなど、保険税を上げないで済む施策に取り組んでいただきたい。

4点目、納付金の不足を補充するため、基金を全額活用することについて、現時点では致し方ないと思う。このままでは、ますます現役世代が大変であると思う。

5点目、保険税を上げるより、窓口負担割合を見直してはどうか。例えば1割負担の方を2割や1.5割に負担割合を引き上げてはいかがか。

6点目、健康づくり事業で、インセンティブ、参加特典付与を活用し、参加者のモチベーションアップに繋がると良い

と思う。

7点目、経済が疲弊して生活が苦しくなっている現状では、税を減らし生活を守ることが優先です。政府が国民に負担を強いる状況にあっては、自治体が市民の生活を守る必要を感じます。高齢者の方々は、かなり無理をして生活していると思います。

以上がいただいたご意見になります。

続きまして、前回の運営協議会でご質問いただいて、回答が保留となっておりました内容についてお答えさせていただきます。本日の追加資料の3番をご覧くださいませでしょうか。

こちらは、今回の税率改正及び賦課限度額の改正により影響を受ける世帯になります。こちらの資料は令和4年10月末時点の条件で試算しておりまして、改正案の税率、賦課限度額により試算いたしますと、医療分につきましては246世帯、後期高齢者支援金等分につきましては319世帯が限度超過世帯となる見込みです。影響額につきましては、医療分が513万1,500円。支援分が337万3,500円の見込みです。賦課限度額の説明につきましては以上となります。

小川主幹

現年度の収納率94.01%の残りの内容についてご説明申し上げます。

残り5.99%の内容につきましては、令和3年度会計年度の締め切りとなる令和4年5月31日までに納められていない金額、いわゆる収入未済額と不納欠損額でございます。この中には納付の忘れ等による未納等も含まれており、納税義務者の内容を集計することはできないものでございます。

収入未済額1億8,074万1,573円につきましては、令和4年度以降も滞納繰越分といたしまして、他の滞納とともに、未納が解消されるまで引き続き、催告書等により納税義務者に納付を求めてまいります。

令和3年度の現年分で徴収することができずに、徴収債権が消滅した、いわゆる不納欠損額と言われる金額は88万5,100円でございます。内容につきましては、生活保護受給や税に充当する資力がなく資力の回復の見込みがない

方、死亡者で相続人のいない方などでございます。

参考になりますが、令和4年5月31日現在の過年度分を含む国民健康保険税の滞納者全体は3,470人、そのうち国保税のみを滞納している方は2,026人、他の税目等にも滞納のある方は1,444人となっております。

議長（宮澤会長）

ありがとうございました。ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。

（なし）

議長（宮澤会長）

よろしいですか。質問がないようでございますので、久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑は以上といたします。

それではここで採決に入りたいと思います。本件について原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

議長（宮澤会長）

全員賛成でありますので久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案の通り決定いたしました。

それでは、ただ今から答申書案を作成いたしますので、答申書案の確認及び市長への答申は、答申の準備ができ次第、とり行いたいと思います。

続きまして、協議事項に入ります。協議事項（1）令和4年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算第4号案についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局（大熊）

（資料1、資料2により説明）

議長（宮澤会長）

ありがとうございました。それではただいまの説明に対しましてご意見ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

（なし）

議長（宮澤会長）

よろしいですか。それでは質問がなければ質疑は以上といたします。それではここで採決に入りたいと思います。本件について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

議長（宮澤会長）

ありがとうございました。全員賛成でありますので令和4年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算第4号案については原案の通り決定いたしました。

次に協議事項（2）令和5年度久喜市国民健康保険特別会

計予算案について議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（大熊）
議長（宮澤会長）

（資料3-1、資料3-2、資料3-3により説明）

ありがとうございました。それではただいまの説明に対しましてご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

小林副会長

今回、歳入歳出総額で対前年比6億7千8百万円減の150億7千6百万円の予算案となったわけですが、予算案を編成するにあたって特に力を入れた点は何かお伺いします。それから歳入の1款、国民健康保険税が、対前年度比3,609万6千円増の28億8,734万6千円となっていますが、今回の税率改正が反映しているのか、それとも現行税率で積算したのかお伺いします。

事務局（大熊）

令和5年度予算案で力を入れた事業についてご質問をいただきましたので説明させていただきます。

令和5年度はデータヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の改定が予定されておりまして、現在の計画で実施してきた内容を評価、見直しをさせていただき、運営協議会の委員皆様からもご意見を伺いながら、1年をかけて次期計画を策定させていただきたいと考えております。

また、特定健診のみなし受診事業として診療情報提供事業を令和4年度から実施しているのですが、令和4年度は、生活習慣病で通院中の患者さんが多い5医療機関にお声がけをさせていただき、4医療機関からご協力をいただきまして、事業を行わせていただきましたが、令和5年度は、協力医療機関の数を増やし、より多くの健康状態不明の被保険者の健診情報の把握に努め、特定保健指導や糖尿病性腎症生活習慣病重症化対策に繋げてまいりたいというふうに考えております。

それから、令和5年度の新規事業として、特定健康診査のインセンティブ事業、いわゆる受診特典付与事業を予定しております。こちらの事業は、40歳代初回受診者や年齢に関係なく3年以上継続受診者を対象に抽選で受診特典を贈呈させていただく事業となります。

それから、国民健康保険特別会計予算ではなく一般会計の事業になるのですが、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、保健衛生の部門で連携して、高齢者の保健事業と介護

予防の一体的実施という事業を令和5年度から実施する予定で準備を進めております。こちらの事業は、今までそれぞれ各部門で個別に実施してきた保健事業や介護予防事業などを相互の情報を共有して、連携しながら保健事業と介護予防を一体的に実施していこうという事業になります。例えば、健診、医療、介護の健康状態不明者の情報を共有させていただき、電話や訪問により、健康状態を把握し、必要なサービスに繋げたり、高齢者の通いの場に保健師等がお伺いして、健康相談や健康教育などを実施することで高齢者の皆様の健康づくりの支援をさせていただく事業でございます。

令和5年度は、このように、主に医療費適正化に繋がる保健事業に力を入れた予算案となっております。

それから、二つ目の国民健康保険税の歳入の予算額に、今回の税率改正の内容が含まれているかというご質問ですが、税率改正により見込んだ額を予算案に反映させていただいております。

小林副会長

ありがとうございました。お聞きした中で、保険税の今回の改正案に基づいて予算案を作成しているということでしたが、現在、インフレや物価高などで、市民の生活もかなり圧迫されている状況にあるというのが現実だと思います。それで、今回の税率改正を行うにあたり、これから大事になるのが周知だと思いますが、被保険者の方に、更なる負担を求めることになるという点から、ご理解いただくために周知方法というのは何かお考えでしょうか。

事務局（加藤）

今回の税率改正についての周知ということでございますが、この後、運営協議会からの答申をいただきました後に、2月議会に上程させていただき、議決をいただきました後に、広報くきやホームページへ掲載いたしまして、周知を図りたいと考えております。また、国保の世帯主の方あてに個別に税率改正のお知らせはがきを送らせていただきたいと思います。

小林副会長

ありがとうございました。ぜひとも被保険者の皆様全員に理解していただけるような内容での周知をお願いしたいと思います。

議長（宮澤会長）

他に何かご質問ございますか。

板橋委員

12ページのところに、健康づくり運動教室事業の廃止と

ありますが、廃止というのはこれだけなのですが、なぜこの事業が廃止になったのか教えてください。

事務局（大熊）

健康づくり運動教室につきましては、前々回の運営協議会でもご報告させていただきましたが、参加者の定員割れが発生していたり、参加者の固定化が見られている状況でございます。被保険者全体に対する参加率も約0.3%と大変低い状況が続いております。保健事業は、国や県からの交付金を活用して実施させていただいておりますが、財源の一部は保険税を原資として実施しておりますので、単純に事業を増やすだけではなく、より効果的な事業を企画し、選定していく中でスクラップアンドビルドを行い、時代に適応した保健事業へ変えていかなくてはいけないというふうに考えておりますので、このたび、前々回の運営協議会で委員さんから頂いたご意見も踏まえ、見直しをさせていただき、廃止の判断をさせていただいたところでございます。

板橋委員

今、市で健幸スポーツ都市と打ち出している以上、こういう健康づくり運動教室事業や糖尿病性腎症重症化予防対策事業を集まりが悪いから止めるというのはいまいち理解できないです。なぜ集まりが悪いのか、PR不足なのか、それともそれ以外のものがあるのかということは調べているのですか。

事務局（大熊）

周知方法につきましては、広報などで参加者の募集をさせていただいているところなのですが、なかなか参加者が集まらないということは、反省すべき点があったのかもしれません。

ただ、市で実施している保健事業につきましては、特定保健指導や健康マイレージ、健幸づくり運動教室など、同様の運動事業を実施しておりますし、また、現在のコロナ禍において、屋内で人を集めて運動するという事業は多数の参加者を集めて実施することが難しくなっており、屋外で個人で運動するといったスタイルにシフトしていておりますので、こうした時代の流れに合った保健事業へ見直しをさせていただきたいというふうに考えております。

板橋委員

糖尿病性腎症予防対策事業という事業がありますよね。私も参加させてもらって、とても良い事業だと思いました。

ただ3か月なんですよ。なぜ3か月で事業が終了なのか

分かりませんが、3か月ではとても結果は出ないだろうなと思いました。委託業者の担当の方にもお話ししたら、「そうですね。ただし、久喜市がやっていることだから何とも言えないですけどね」というお話でした。私も参加した限りでは、すごく良くて、言われたことだけ全部まじめにやったら、結果も出ているんですよ。だから、ぜひ続けて欲しいなと思うのですが、駄目みたいな話になってしまって。始める以上は、人数が少ないからでなくて、結果が出ている人もいるのだったら、PRの方が必要なのではないのでしょうか。私はぜひ続けて欲しいというふうに思っています。だから、管理栄養士の方には手紙でそう出しておきました。

事務局（大熊）

ご意見いただきました糖尿病性腎症重症化予防対策事業につきましては、久喜市は埼玉県の共同事業に参加しておりまして、参加している県内の市町村は全て同じプログラムで実施しているところでございます。以前は病期に応じて、保健指導の回数が6回程度行っていたところなのですが、コロナ禍により事業内容の見直しがありまして、今年度は、全て4回の保健指導となっております。また、実施期間につきましては、特定保健指導の実績評価までの期間が3か月という基準の目安がございますので、こちらの事業も3か月ということになっているのではないかと思います。

なお、糖尿病性腎症重症化予防対策事業につきましては継続支援がありまして、次年度以降も事業の継続をご希望される方につきましては、引き続き事業の参加が可能となっておりますので、参加した年度で終了ではなく、希望をすれば次年度以降も参加を継続することが可能となっております。

板橋委員

ここに書いてある廃止というのは、廃止でなくて継続というふうに考えてもいいということですね。

私はとっても良かったので、かかりつけの先生にもお願いしたら、それではそのように話しときますと言ってくれたのですけれども。

事務局（大熊）

糖尿病性腎症重症化対策事業につきましては廃止ではなく、継続でございます。

糖尿病性腎症化対策事業につきましては、12ページの特定健康診査等事業費の内訳の（2）特定保健指導事業の中に

議長（宮澤会長）
足立委員

予算が含まれております。

廃止予定の事業は、健康づくり運動教室事業で、こちらは糖尿病性腎症重症化予防対策事業とは別の事業になります。

よろしいですか。他にございますか。

出産一時金のことでお伺いします。今、医療機関に直接支払う窓口がなくなっていますが、出産一時金の額を超えた場合は本人が負担し、少なかった場合は支給されてくるという制度かと思えます。そうなってきますと、一時金に対しては、多く支払う人とそれから戻ってくる人で、差があるわけですよ。今、便乗値上げする病院もあって、この一時金に対しては、良さを感じないという妊婦さんの声をよく聞くのですが、久喜市においてもその差はかなりあるのでしょうか。

また、この一時金によって、出産率はどのくらい増えているのでしょうか。一時金を支給しても、出産数が少ないという状況であるのは、若い方への理解がどこまで進んでいるのでしょうか。このお話は、国や県など、様々なところで今後も課題となっていくものだと思うのですが、市として、この一時金に対して、若い方々がどこまで理解をしていて、また、支給額より多く支払う人と戻ってくる人の差というのはあるのか、そこのお伺いしたいなと思えます。

それから、葬祭費についてお伺いします。これは被保険者が死亡した場合、5万円が支給される制度ですが、以前は今の5万円より高い金額が支給されていたと思えます。今後、この葬祭費は支給されて、ずっと継続されていく予定なのでしょうか。

あともう1点、先程の健康づくり運動教室事業についてお伺いします。この事業については、人が集まる、集まらないの問題もあるのですが、これに参加した方々が一番喜んでるのは安心感なんです。こういう事業をやってくれることによって、自分は健康が保てる、元気になれるという思いで、この運動教室に参加していた方がたくさんいると思えますので、コロナ禍で皆さん参加率が少ないようですが、やはりこういう良い事業は、廃止しないで進めていった方が皆さん元気のもとになるのではないかなと私は思っております。その辺も、もう一度検討していただきたいと思えます。以上です。お願いします。

議長（宮澤会長）	<p>ただ今、質疑の途中ですが、市長への答申の予定時間が迫ってきましたので、一旦、質疑を中断させていただいて、答申が終わった後に、ただ今の質疑の回答ということによろしいですか。</p>
足立委員	<p>はい。構いません。</p>
議長（宮澤会長）	<p>それでは、答申書案が作成できたということでございますので、委員の皆様へ配布を先にお願ひしたいと思います。 （答申書案を配布）</p>
議長（宮澤会長）	<p>それでは、先程の諮問事項、久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての答申書案がご用意できましたので、内容について申し上げさせていただきます。 （答申書案を朗読）</p>
	<p>ここで私の方から事務局に対してお願いがあります。口頭でのお願いですが、先程、小林副会長さんからもございましたけれども、条例改正後におきましては、施行前にぜひ被保険者に対して丁寧な説明をお願いしたいと思います。こちらは口頭で私の方からお願い申し上げます。 こちらの答申書の内容でよろしいでしょうか。 （なし）</p>
議長（宮澤会長）	<p>それでは、お配りしました答申書案の案を消していただきまして、この内容で答申をさせていただきたいと思ひます。 市長がお越しになるまで、休憩といたします。 （休憩）</p>
議長（宮澤会長）	<p>それでは市長が参りましたので、再開をさせていただきます。 まず初めに市長に答申書をお渡ししたいと思います。 それでは内容について申し上げさせていただきます。 国民健康保険事業について答申。令和4年12月27日付け久国第1456号で諮問があり、継続審議となっております、久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険税率及び賦課限度額の改正）について、答申いたします。 答申事項の（1）令和5年度久喜市国民健康保険税率の改正についてでございます。医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合わせた合計の所得割を現行の11.3%よりも、0.21ポイント引き上げ、11.51%に、</p>

合計の均等割を合計5万円よりも、9,100円引き上げ、5万9,100円といたします。医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、それぞれの内訳につきましては、答申書に記載の通りでございます。

次に(2)令和5年度久喜市国民健康保険税の賦課限度額の改正についてでございます。医療給付費分を2万円、後期高齢者支援金等分を1万円引き上げ、合計102万円とするものでございます。

(3)改正時期は、令和5年4月1日とするものでございます。

なお附帯意見がございます。裏面をご覧いただきたいと思っております。附帯意見として、(1)保険税の収納率の向上、未納者に対する収納対策に取り組み、税収の確保に努めること、(2)健康づくりや疾病予防のための保健事業などを推進し、医療費適正化に努めること、以上2点について併せて附記させていただきます。以上が答申の内容でございます。よろしくお願いたします。

梅田市長

皆様、改めまして、こんにちは。市長の梅田修一でございます。

ただいま、国民健康保険事業についての答申を受領いたしました。委員の皆様におかれましては、国民健康保険税率及び賦課限度額の改正について、限られた期間の中でありましたけれども、慎重かつ丁寧なご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。本日いただきました答申事項を踏まえまして、検討を行い、国民健康保険制度の円滑な運営に努めてまいりますので、引き続きご協力をいただきますようお願いを申し上げます。お礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

事務局(榎本)

ありがとうございました。この後、市長は公務がございませんので、ここで退席をさせていただきます。

(市長退席)

議長(宮澤会長)

それではよろしいですか。質疑の途中になってしまったので、先程の足立委員さんのご質問に対する回答を事務局の方でお願いしたいと思います。

事務局(森岡)

3点程ございましたけれども、私の方から出産育児一時金と葬祭費に関して回答をさせていただきます。

まず、現在、出産育児一時金というものに関しては、42万円の支給が上限になっております。こちらは、出産する方が病院で出産育児一時金の直接払いを利用するかしないか、文書でやりとりを交わしております。文書でやりとりをして、直接払いを利用しますという意思表示をした方に対しては、病院から市へ出産費もろもろの金額幾らになりました、そのうち42万円を直接、私達病院にお支払いくださいという連絡が来ます。出産された方は、その差額分を病院に退院時にお支払いする形になっております。ただ、42万円までかからない出産費用の方も何人かいらっしゃいます。あまり多くはありません。私の感覚ですと、毎年度、多くて5人いるか、いないかになっております。そもそも出産自体が保険適用にならない部分になっておりますので、帝王切開等で医療行為が行われた部分に関して、限度額適用認定証を使い、42万円までいかなかったかなというそんなイメージがございます。そして、この直接払いを利用している方々がどれぐらいいるのかというご質問ですけれども、令和2年度ですと、74件分の直接払いを医療機関にお支払いさせていただいております。令和3年度に関しては53件分の直接払いをお支払いさせていただいております。この金額が42万円から50万円になるとかならないとかという報道が今されている状況でございます。

次に、葬祭費でございます。葬祭費は、葬儀をしていただいた方に対して、国民健康保険から5万円の葬祭費支給をさせていただいております。今のところ、このまま継続で、次年度以降も、やっていくものと思っております。

出産育児一時金と葬祭費はこんな形でよろしいでしょうか。

事務局（大熊）

続きまして、健康づくり運動教室事業の廃止についてのご意見に対しまして回答をさせていただきます。

健康づくり運動教室につきましては、参加者を国保被保険者の方に限定しておらず、広く市民の皆様全体に対して募集をさせていただき実施しております。そのため、参加者の中には国保被保険者以外の方も入っておりますので、今後、国保の予算で実施する事業としましては、国保の被保険者をターゲットに、特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防対策

事業のように重症化を抑制し、医療費適正化に繋がるような保健事業の取組を強化してまいりたいと考えております。

また、市民全体をターゲットにする保健事業につきましては、保健センターが実施している保健事業や高齢者福祉課が実施している介護予防事業などもございますので、そういった関係部署とも情報共有をさせていただきながら事業の協力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

議長（宮澤会長）

足立委員さん、よろしいですか。

足立委員

はい。

議長（宮澤会長）

他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。

質問がなければ、令和5年度久喜市国民健康保険特別会計予算案についての質疑は以上といたします。

それでは、ここで採決に入りたいと思います。本件について、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

議長（宮澤会長）

全員賛成でありますので、令和5年度久喜市国民健康保険特別会計予算案については、原案の通り決定いたしました。

以上で協議事項は終わりましたので、続きまして、次第4その他について、事務局から何かございますか。

事務局（森岡）

出産育児一時金の増額の関係で、皆様に概要を説明をさせていただきたいと思っております。

今年の4月の出産から出産育児一時金が現在の42万円から50万円に引き上げされる報道がされております。ただ、国の方からまだ正式な通知が届いていないのが現状であります。出産育児一時金は、久喜市国民健康保険条例で定めた出産育児一時金と久喜市国民健康保険に関する規則で定めた出産育児一時金の加算を合わせて42万円支給しているという状況がございます。

条例で定めた出産育児一時金は今40万8千円で、規則で定めた出産育児一時金の加算は1万2千円となっておりますので、合わせて42万円の支給をさせていただいている現状です。この条例で定めた40万8千円という金額が48万8千円に改正がされる予定というような流れがございます。そのようなことから、条例改正が必要となりますことから、本来であれば、運営協議会に諮問する必要がありますが、

この件に関しまして、全国一律の改正でありまして、4月の実施に間に合わせるために、国からの正式な通知が届き次第、条例改正の事務を進めさせていただきたいと考えております。なお、8万円の増額部分につきましては、今までと同じように、3分の2は一般会計からの繰り入れ、残りの3分の1は税を資源にするものとなっております。3分の1の税負担部分につきましては、その一部を後期高齢者の方々に負担をしていただくというような報道もされているところでございます。

議長（宮澤会長）

いずれにしても、国からの正式な通知を待ちまして、届きましたら、速やかに事務を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

その他ということですが、よろしいですか。何かご質問ございますか。

それでは、私の方から質問させていただいてよろしいですか。

ただ今の説明で、条例と規則で別に定めているとのことでしたが、分ける理由は何なのですか。国から40万8千円、久喜市は特別に1万2千円をとるわけではないのですよね。少し分かりづらいと思いますので、説明いただけるとありがたいです。

事務局（森岡）

条例の部分の40万8千円と、規則の部分の1万2千円につきましては、産科医療補償制度というものがありまして、出産時のトラブルで脳性麻痺等になられた場合に、最大で3千万円までの補償がされるという制度になっております。その部分の掛け金が1万2千円というものになっておりまして、その掛け金分を規則で対応しているという流れになっております。1万2千円分は今後も変わらないという感じで、本体部分の40万8千円が、48万8千円に変わるという流れになっております。

議長（宮澤会長）

わかりました。ありがとうございました。

他にございますか。

事務局（榎本）

最後にもう一つ事務連絡がありまして、当協議会の今後の開催予定でございます。議会に上程する議案の状況により、変更になる可能性がありますけれども、9月定例会、11月定例会、2月定例会前に開催をする予定で考えております。

	<p>開催に当たりましては、およそ1ヶ月前に開催通知をお送りして1週間前までに資料を送付させていただきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。以上でございます。</p>
議長（宮澤会長）	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>それでは、これで本日の議事は全て終了いたしましたので、以上で議長の任を解かせていただきます。</p>
	<p>議事進行にあたり、委員の皆様のご協力に深く感謝申し上げます。</p>
	<p>ご協力ありがとうございました。</p>
事務局（榎本）	<p>宮澤会長におかれましては、長時間にわたり議長をお務めいただき、ありがとうございました。</p>
	<p>それでは、閉会にあたりまして、小林副会長よりごあいさつをいただきたいと存じます。</p>
	<p>よろしくお願いいたします。</p>
小林副会長	<p>（あいさつ）</p>
事務局（榎本）	<p>それでは、以上をもちまして、令和4年度第4回久喜市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。</p>
	<p>本日はありがとうございました。</p>
<p>会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。</p>	
<p>令和5年2月3日</p>	
	<p>署名委員氏名 <u>遠藤 厚子</u></p>
	<p>署名委員氏名 <u>島田 智恵子</u></p>